

参 考 资 料

1. 都市計画マスタープランの策定体制

「桑折町都市計画マスタープラン」の策定にあたっては、「桑折町都市計画マスタープラン策定委員会」を組織しました。また、「桑折町都市計画審議会」においてご意見を頂き、計画内容等に関する検討及び総合的な調整を行いました。

■桑折町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づく町の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の策定について、幅広く意見を聴取し、多様な観点から調査検討を行うため、桑折町都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関する調査検討を行うこと。
- (2) 都市計画マスタープランの案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項の経過及び結果について町長に報告すること。
- (4) その他都市計画マスタープランの策定に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 一般住民(公募)
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庁内検討会議)

第8条 委員会の適正かつ効率的な運営を補助するため、都市計画マスタープラン庁内検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。

- 2 検討会議は、都市計画マスタープランの策定に関し必要な調査研究を行い、その経過及び結果について委員会へ報告する。
- 3 検討会議は、構成員12人以内で組織し、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 検討会議に座長を置き、建設水道課長をもって充てる。
- 5 座長は、必要に応じて検討会議を招集し、議事を運営する。

(庶務)

第9条 委員会及び検討会議の庶務は、建設水道課都市整備係において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 桑折町都市計画マスタープラン見直し策定及び東北中央自動車道(仮称国道4号IC)周辺土地利用検討委員会設置要綱(平成25年訓令第15号)は、廃止する。

■別表(第8条関係)

No.	職名
1	総務課長
2	税務住民課長
3	総合政策課長
4	健康福祉課長
5	産業振興課長
6	建設水道課長
7	生活環境課長
8	教育文化課長
9	町職員のうちから座長が指名する者

■策定委員会名簿

No.	選出区分	所属団体等	氏名
1	(1号) 学識経験者	町都市計画審議会 会長	神田 隆雄
2	(1号) 学識経験者	日本大学工学部 専任講師	市岡 綾子
3	(2号) 各種団体等	町行政連絡連合会 会長	佐藤 久仁夫
4	(2号) 各種団体等	町商工会 会長	渋谷 浩一
5	(2号) 各種団体等	桑折工場協会 事務局	奥山 篤
6	(2号) 各種団体等	伊達果実農業協同組合 代表理事組合長	佐藤 邦雄
7	(2号) 各種団体等	町男女共同参画プラン推進懇談会 委員	半澤 利律子
8	(2号) 各種団体等	町PTA連絡協議会 委員	林 ゆかり
9	(2号) 各種団体等	福島信用金庫 支店長	秋葉 一彦 (~R6.3) 伊藤 淳 (R6.4~)
10	(2号) 各種団体等	町社会福祉協議会 事務局長	渡邊 美昭
11	(3号) 関係行政機関	国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 調査第二課長	石川 茂 (~R5.3)
		国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所 調査課長	松山 智 (R5.4~)
12	(3号) 関係行政機関	福島県 県北建設事務所 企画管理部 企画調査課長	小野田 慎 (~R6.3) 宮越 亨 (R6.4~)
13	(4号) 一般住民	公募	佐々木 英人
14	(4号) 一般住民	公募	小原 浩美

(敬称略)

2. 都市計画マスタープランの検討・策定の経緯

■経緯

開催日等	開催会議等	主な協議項目等
令和4年 8月16日	第1回庁内検討会議	策定の目的、策定体制、策定内容等
令和4年10月31日	第1回策定委員会	都市計画マスタープランの改定にあたって
令和5年 2月15日	第2回庁内検討会議	都市計画マスタープランの作成手順、視点整理の構成
令和5年 3月15日	第2回策定委員会	都市計画マスタープラン見直し視点の整理（案）
令和5年 8月 7日	第3回庁内検討会議	都市計画マスタープラン（素案）
令和5年 9月 1日	第3回策定委員会	都市計画マスタープラン（素案）
令和5年12月25日	第4回策定委員会	都市計画マスタープラン（素案）、地域別構想の構成
令和6年 3月27日	第4回庁内検討会議	地域別構想（素案）、実現化方策（素案）
令和6年 4月25日	第5回策定委員会	地域別構想（素案）、実現化方策（素案）
令和6年 5月16日 ～5月29日	パブリックコメント	都市計画マスタープラン（素案）
令和6年 5月25日	町内会長意見交換会	都市計画マスタープラン（素案）
令和6年 6月10日	第6回策定委員会	都市計画マスタープラン（原案）
令和6年 7月25日 ～ 8月 7日	公告・縦覧	
令和6年 8月14日	公聴会	公述人の申出が無かったため不開催
令和6年 8月19日	都市計画審議会	
令和6年 9月10日	桑折町議会	

■パブリックコメントの実施状況

項 目	内 容
① 実施時期	令和6年5月16日から令和6年5月29日まで
② 閲覧場所	ホームページ、桑折町役場 2F 建設水道課窓口
③ 意見提出方法	郵送、ファックス、電子メール、持参
④ 意見提出者	2人

3. 用語解説

あ 行-----

ICT（アイシーティー）【Information and Communication Technology】

情報処理や通信に関する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

空家バンク

空家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空家をこれから利活用したいと考えている人に紹介する制度。

インフラ【Infrastructure】

インフラストラクチャーの略称。道路、鉄道、公園、上下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）【Sustainable Development Goals】

2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するための持続可能な開発目標。

NPO（エヌピーオー）【Non Profit Organization】

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人（NPO法人）」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

か 行-----

開発行為

都市計画法上の規定では、建物等の建築のために土地の区画や形質を変更することを指す。具体的には道路や水路の新設、改廃や土地の盛土、切土などを行うこと。

家屋倒壊等氾濫想定区域

堤防決壊等に伴う激しい川の流れにより家屋倒壊の危険性がある区域。激しい川の流れにより堤防や家屋の基礎を支える地盤が削られる危険性がある区域。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

関係人口

日常生活圏や通勤圏以外の特定の地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域の課題の解決に資する人。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地等の相互間の交通を主として受け持つ道路。

狭あい道路

法律上の定義はないが、一般的には幅員 4m 未満の道路を指す。

協働

同じ目的のために、協力して働くこと。ここでは、まちづくりを町民・事業者・行政等の多様な主体が協力して進めることを指す。

区域区分

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

区域指定

都市計画法第 34 条第 11 号に基づき指定する一定の要件を満たす区域で、この指定によりコミュニティの維持や社会情勢・地域の実情に応じた開発が可能となる。

建築協定

地域住民の合意に基づき、地域の特性に応じて建築基準法の定める基準よりもより細かな基準を決めることのできる制度。

公共下水道

都市計画決定によって整備される都市施設の一つで、主に市街地の家庭雑排水や工場排水による河川・海の汚濁を抑制するための排水・浄化処理施設。市街地の人口分布状況などから計画区域が設定され、事業認可が下りた箇所（公共下水道認可区域）から事業が開始される。

交流人口

観光や通勤、買い物など、その地域に訪れる人。

コミュニティ

集落・都市など共通の生活様式を持つ社会集団。地域社会。

さ 行 -----

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーのこと。一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、石油等に代わるクリーンなエネルギーとして期待されている。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可されることとなっている。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。市街化調整区域では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的な開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域は定めないこととされている。

シティプロモーション

地域への誇りと愛着の醸成を促し、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活用した持続発展を目指すための、地域の魅力の掘り起こしと内外への効果的な P R。

浸水想定区域

阿武隈川などの決壊等で浸水が想定される区域。

水源涵養

森林の土壌が持つ降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和したり、川の流量を安定させる機能。

ゾーン 30 プラス

最高速度 30km/h の区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制や生活道路での車両のスピード出しすぎの抑制等のための道路構造上の仕掛けを組み合わせた生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るための対策。

た 行 -----

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態や公共施設の配置などからみて、区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、地区居住者の意向を反映して定める計画。

都市計画区域

都市計画法その他の関連法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域を指定することとされており、都道府県が指定する。

都市計画決定

都市計画を一定の法的手続により、計画内容の決定をすること。これにより法定都市計画として位置づけられ、事業化が図られる。一般的に都道府県が定めるものと、市町村が定めるものとに分かれる。

都市計画道路

都市施設のうち、都市計画によって定められた道路を指す。

都市公園

都市計画区域内において設置する公園。

都市施設

都市施設には、道路・都市高速鉄道などの交通施設、公園などの公共空地、上下水道・電気・ガスなどの供給処理施設、河川などの水路、学校などの教育文化施設、病院、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などがある。

土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

土地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させるとともに、宅地を整形化して利用増進を図ることを目的とした事業。

な 行 -----

二地域居住

主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点をもうける暮らし方のこと。

農業振興地域

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域で、都道府県知事が指定した区域。「農振地域」と略称される。

は 行 -----

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

バリアフリー

バリアとは障壁であり、障害者等の存在や行動を差別したり、妨害するものを意味する。バリアフリーとは、都市環境・建築物等の物理的なバリア、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的なバリア、そして社会的な制度におけるバリア等を全て取り除くという考え方。

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

防災調整池

大規模開発等に伴う雨水の流出分を、一時貯留し流出を抑制する施設。

ま 行 -----

無電柱化

道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。

や 行-----

ユニバーサルデザイン

空間や道具等をデザインするにあたって、障害者や高齢者のための特別なデザインを考えるのではなく、健常者も含めたすべての人にとって使いやすいデザインを考案すること。

用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。

ら 行-----

ライフサイクルコスト【life cycle cost】

施設等の企画設計から、建設、運用管理、廃棄処分までにかかる生涯費用。

桑折町都市計画マスタープラン

令和6(2024)年9月 発行

発行／福島県桑折町

担当課／建設水道課

〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下 22-7

TEL 024-582-2124(直通) FAX 024-582-2479

Email kensetsu@town.koori.fukushima.jp



出典：国土地理院ウェブサイト（加工して使用）